

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月27日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第105号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考第10号中「第16条第1項の規定により指定された」を「第2条第3号に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月27日から施行する。

(環境局地球環境政策部環境管理課)